

# 令和4年度 みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務（仙台北地域） 仕様書

この業務仕様書は、宮城県が実施する「みやぎの女性つながりサポート型支援事業」業務委託に係る委託先事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様等を明らかにし、企画提案に参加する者に対し提案に際しての指針を示すものである。

## 1 委託事業の名称

令和4年度みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務（仙台北地域）

## 2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的困窮に陥るなど、孤独・孤立で不安を抱える女性や女の子については、心理面に寄り添った相談支援に加えて、自立支援や就業支援との連携など、社会参画に向けた、きめ細かな支援が求められている。

このことから、県内において新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、不本意に退職や収入減になったり、苦境に陥ったりした、困難や不安を抱える女性や女の子を重点的に支援するため、地域の実情に応じた支援が可能なNPO等の知見を活かし、社会との絆・つながりの回復を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

## 4 事業費（委託上限額）

2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額分を含む）

## 5 業務内容

### (1) みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、困難や不安を抱える女性について、地域の実情に応じた支援が可能なNPO等の知見を活かし、社会との絆・つながりを回復するため、重点的に寄り添った支援を行うもの。内容は以下のとおり。

#### イ 事業実施期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

#### ロ 事業内容

##### (イ) 事業地区（市町村）

塩竈市，多賀城市，富谷市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村

##### (ロ) 相談窓口の設置

電話相談，対面相談（オンライン含む）

##### (ハ) アウトリーチ型の支援

訪問による相談や出張相談など、支援の入り口が広がる能動的な支援

(ニ) 同行支援

行政機関等への同行支援

(ホ) 生理用品の提供

困難や不安を抱える女性や女の子への支援に付随して、必要に応じて提供  
その他、事業を委託したNPO法人等が、困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復できるよう、当該女性に対して、創意工夫に応じた支援を行うもの。

【例示】

- ・ カウンセラーなどの専門相談，SNS相談，24時間電話相談
- ・ 女性が互いに支え合う（ピアサポート）のための居場所の提供
- ・ 不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるような支援など

(ヘ) 相談窓口の開所日及び支援業務の実施日

- ・ 週5日以上を目安とする  
(お盆期間や年末年始等は，NPO等の判断による)

(ト) 相談員等について

過去に経験がある若しくは相談業務等について研修等を受講したことがあるもの。

ロ 以下の方法により，本事業について周知を図ること。

- (イ) 新聞・ラジオ・専用のホームページによる広報
- (ロ) その他各種媒体等を活用した広報

ハ 関係機関等との連携強化等

- (イ) 適切な行政等の支援（福祉施策・自立支援・就業支援施策など）につながるよう，関係機関との連携体制の強化に努めること。
- (ロ) 各地域の当該事業受託事業者との連携を図ること。

(2) 県への報告等

上記(1)で受けた相談内容の取りまとめ及び報告書を作成し，提出する。

なお，報告書の内容は以下のとおりとする。

- ・ 相談内容の取りまとめ
- ・ 相談に対する総括
- ・ 相談内容から鑑みる地域におけるニーズの分析 等

## 6 関係書類の保管

受託事業者は，本委託業務終了後，当該業務の支出状況を明らかにする帳簿類，その他関係書類を5年間保管するものとする。

## 7 事業実施に係る留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- (2) 個人情報の収集や利用、管理については、「宮城県個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に委託することは禁止する。ただし、あらかじめ県に対して、別途契約書で定める方法により協議し、承認を得た場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (4) 法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。
- (5) 本業務にあたっては、受託事業者の代表者が、本事業全体を統括する統括責任者として、責任を以て管理、遂行すること。
- (6) 本事業において取りまとめた個人情報については、今後の女性支援業務に活用することを妨げない。

## 8 報告

受託事業者は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課へ事業実施報告書等を提出するものとする。事業期間は令和5年2月28日までであることから、報告書等は委託期間内に提出すること。

- (1) 報告期限：令和5年3月15日（水）【厳守】
- (2) 提出場所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

## 9 その他

- (1) 本事業は、内閣府地域女性活躍推進交付金を活用して実施する。
- (2) 本事業により発生した著作権については、全て宮城県に帰属するものとする。
- (3) 本事業に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない事項がある場合は、宮城県と協議すること。